

新潟市告示第 1 4 4 号

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市北区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 3 月 2 5 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長(m)
市道	豊栄 1 - 7 8 9 号線	新潟市北区内島見字浦潟 2609 番 1 地先から	前	3.6 ~ 4.5	132.0
		新潟市北区内島見字浦潟 2631 番 5 地先まで	後	13.4 ~ 18.4	134.0